

第3章 基金

浜田地区広域連携推進事業基金条例

平成25年2月28日

条例第3号

（設置）

第1条 広域的な地域振興、地域活性化に資するソフト事業（以下「広域連携推進事業」という。）に要する財源に充てるため、浜田地区広域行政組合格約（平成17年9月30日島根県知事許可）第14条の規定により、浜田地区広域連携推進事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、広域連携推進事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。